



# 山形県公報

平成18年2月3日(金)  
第1713号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

有害図書類の指定.....	(女性青少年政策室) ...	133
指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....	(庄内総合支庁福祉課) ...	135
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(同) ...	同
家畜伝染病発生の届出.....	(生産流通課) ...	同
都市計画事業の変更の認可.....	(都市計画課) ...	136
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁北村山総務建築課) ...	同
県道の供用の開始.....	(同) ...	同

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則.....	137
山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....	138

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

政治団体の設立.....	141
政治団体の届出事項の異動.....	同
政治団体の解散.....	142
政治団体の収支報告書の要旨.....	同
同.....	143
資金管理団体の届出事項の異動.....	147
資金管理団体でなくなった旨の届出.....	同
政治団体の収支報告書の訂正.....	同
同.....	149

### 公 告

一般競争入札の公告.....	(村山総合支庁総務課) ...	151
特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....	(村山総合支庁企画振興課) ...	152
一般競争入札の公告.....	(病院事業局) ...	同

## 告 示

### 山形県告示第71号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成18年2月3日

山形県知事 齋 藤 弘

## (図書)

指定番号	題名	図書コード	発行所等	指定の理由
8375	Lady's Comic Special AYA 2月号	09671 - 02	(株)宙出版	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8376	実録!妻たちの浮気報告書 vol.2	53413 - 69	(株)笠倉出版社	
8377	恋色着信	52121 - 18	(株)フロム出版	
8378	本当にあったHな体験教えます	50436 - 43	(株)ライド社	
8379	レディースコミック・タブー 2月号	19673 - 02	三和出版(株)	
8380	COMIC 快樂天 2月号	13877 - 2	(株)ワニマガジン社	
8381	危険な愛体験Special 2月号	02893 - 02	サニー出版(株)	
8382	漫画ばんがいち 2月号	18295 - 02	(株)コアマガジン	
8383	レディース・コミック微熱 2月号	09663 - 2	セブン新社	
8384	微熱SUPERデラックス 2月号	07689 - 2	セブン新社	
8385	裏モノJAPAN 2月号	01805 - 2	(株)鉄人社	
8386	パソコンパラダイス 2月号	07483 - 02	(株)メディアックス	
8387	プラザCOMIX愛をちょうだい	51791 - 58	(株)蒼竜社	
8388	メルティムーン虚月編	47351 - 94	(株)マガジンマガジン	
8389	コミックアムール 2月号	03801 - 02	(株)サン出版	

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類  
(図書)

番号	題名	図書コード等	発行所等
1	熟妻体験告白マガジン2005.6	05293 - 06	(株)白石書店
2	DVD美少女楽園 5月号	16395 - 5	(株)サンデー社

## (録画テープ等)

番号	題名	区分	発行所等
1	制服ジャック 恥辱の課外授業 裏合法学園	DVD	(株)ビジュアルインフォメーションプロダクツ
2	近親相姦 第十三話 赤坂ルナ	ビデオ	Channel V

## 山形県告示第72号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年2月3日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	居宅介護支援事業所酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	平成17.10.31
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	酒田市デイサービスセンターいずみ 酒田市東泉町四丁目6番地の13	同
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	酒田市在宅介護支援センターいずみ 酒田市東泉町四丁目6番地の13	同
社会福祉法人松山町社会福祉協議会 酒田市字西田6番地	社会福祉法人松山町社会福祉協議会居宅介護支援事業所 酒田市字西田6番地	同
八幡町 酒田市観音寺字寺ノ下41番地	町立八幡病院 酒田市小泉字前田37番地	同
酒田市 酒田市本町二丁目2番45号	市立酒田病院 酒田市千石町二丁目3番20号	同

## 山形県告示第73号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年2月3日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	居宅介護支援事業所酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	平成17.11.1
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	酒田市デイサービスセンターいずみ 酒田市東泉町四丁目6番地の13	同
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	酒田市在宅介護支援センターいずみ 酒田市東泉町四丁目6番地の13	同
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	居宅介護支援事業所酒田市デイサービスセンター松山 酒田市字西田6番地	同
酒田市 酒田市本町二丁目2番45号	訪問看護ステーションやわた 酒田市小泉字前田37番地	同
酒田市 酒田市本町二丁目2番45号	酒田市立酒田病院地域医療室 酒田市千石町二丁目3番20号	同

## 山形県告示第74号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成18年2月3日

山形県知事 齋 藤 弘

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所	発生日
ヨネ病	牛	患畜	1	西置賜郡飯豊町大字添川3520 - 1	平成18. 1.25

## 山形県告示第75号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年2月3日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 施行者の名称  
天童市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画道路事業  
(2) 名称 3・5・203号久野本若松線
- 3 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間  
平成6年10月11日から平成20年3月31日まで

## 山形県告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年2月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成18年2月3日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴子尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
尾花沢市新町三丁目4846番5から 同 若葉町三丁目3226番8まで	旧	11.0メートル ? 9.4	メートル 89
同 上	新	16.8メートル ? 10.0	メートル 90

## 山形県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年2月3日から同月16日まで縦覧に供する。

平成18年2月3日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 鶴子尾花沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市新町三丁目4846番5から  
同 若葉町三丁目3226番8まで
- 3 供用開始の期日 平成18年2月3日

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年2月3日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

#### 山形県教育委員会規則第1号

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年10月県条例第98号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める保存)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる規則のこれらの表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる規則のこれらの表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づき別表第1及び別表第2の左欄に掲げる規則のこれらの表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録として記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

3 民間事業者等が、第1項の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 電磁的記録に記録された事項について消失を防止するための措置
- (2) 電磁的記録に記録された事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及びその内容を確認することができるようにするための措置

(条例第4条第1項の規則で定める作成)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第3の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第6条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定に基づき、別表第3の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表第1

規 則	規 定
山形県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和45年2月県教育委員会規則第3号)	第12条第1号から第6号まで及び第8号
山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成元年8月県教育委員会規則第12号)	第13条第1号から第4号まで及び第6号から第8号まで

## 別表第2

規 則	規 定
山形県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	第12条第7号
山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第13条第5号

## 別表第3

規 則	規 定
山形県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	第12条第1号、第2号及び第5号から第8号まで
山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第13条第1号から第6号まで及び第8号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月3日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

## 山形県教育委員会規則第2号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則(昭和44年7月県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中「の規定による生活扶助を受けている場合のほか」を「第6条第1項に規定する被保護者である場合を除き」に改める。

第5条第1項中「次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄」を「次」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 家庭状況調書(別記様式第2号)
- (2) 所得及び資産に関する市町村長の証明書
- (3) 前2号に規定する書類のほか減免理由を証明する書類

第6条第3号中「及び生徒の保護者が生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合」を削る。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記  
様式第1号

年 月 日

山形県教育委員会教育長 殿

住 所  
申請者  
県立 高等学校 制の課程  
( 科 ) 学年(部)  
氏 名 印  
保護者 氏 名 印

授業料等減額(免除)申請書

下記により授業料(受講料)を減額して(免除して)くださるよう山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

記

減額(免除)を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
減額(免除)を受けようとする理由	1 休学・留学    2 母子(父子)家庭    3 保護者の長期疾病又は身体障害 4 その他(理由を具体的に記入してください。)
生活保護費受給状況の確認	1 受給している 2 受給していない
個人情報保護に関する同意	私は、授業料の減額(免除)審査のために、学校長が私の在籍学校名・氏名・年齢・住所を県又は市町村の福祉に関する事務所へ提供し、生活保護費の受給状況について確認を求めることに同意します。  申請者氏名 _____ 印 保護者氏名 _____ 印
学校長の意見 (授業料等の納付が経済的理由により困難であること及び学業成績に関することを含む。)	年 月 日 学校長 _____ 印

様式第2号

家庭状況調査書

課程及び学年		生徒の氏名		住所		級地区分		地区区分			
制学年(部)											
世帯の状況						減免基準率の算定					
氏名	生年月日 (満年齢)	性別	続柄	職業又は 在学 学校名・学年 (部)	年収額	収入 認定 額	教育 扶助 及び 障害者 加算	生活扶助			減免基準率 ( $\frac{a}{G} \times 100$ )
								第1類	期末 一時 扶助	第2類	
1	年月日 ( 歳)		本人							基準額D	パーセント
2	年月日 ( 歳)		保護者							円	
3	年月日 ( 歳)									地区別加算 額E	決定
4	年月日 ( 歳)									円	全額免除 2分の1減額 不承認
5	年月日 ( 歳)									住宅扶助F	
6	年月日 ( 歳)									円	
7	年月日 ( 歳)									需要額	参考事項
8	年月日 ( 歳)									(AからF までの合計 ×12)	養育費 (有・無) 交通遺児 (該当・非該当) 住居 (自宅・借家・ 借間・アパート)
9	年月日 ( 歳)										
合計					円	a 円	A 円	B 円	C 円	G 円	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者 氏名

印

- (注) 1 「世帯の状況」の欄には、生計を共にするすべての者について記入してください。  
 2 二重線で囲まれた枠内は学校で記入するので記入しないでください。

附 則

- この規則は、平成18年3月1日から施行する。
- 平成18年3月分の授業料の減免は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。



## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成18年2月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

#### その他の団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
「しんべえを励ます会」	伊藤 利喜	三浦 哲哉	西田川郡温海町大字山五十川乙310	平成 17. 5. 9
高畠町再建まほろば同志会	直島 義友	直島 京子	東置賜郡高畠町大字竹森5122	同 12.28

#### 山形県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年2月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

#### 政 党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党小国支部	主たる事務所の所在地	西置賜郡小国町大字大宮374 - 2	西置賜郡小国町大字大宮376 - 1	平成 18. 1. 4
自由民主党白鷹支部	主たる事務所の所在地	西置賜郡白鷹町大字高玉996番地の5	西置賜郡白鷹町大字十王205番地	同

#### その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
榎本五郎治(ごろちゃん)後援会	会計責任者	本間 満	本間 吉元	平成 17.12. 8
ネクスト山形47の会	主たる事務所の所在地	山形市穂積84番地の1	山形市東原町三丁目7番25号	同 12.28

## 山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成18年2月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## その他の政治団体

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
金峰としかず後援会	解散	平成17.11.30
愛山会	解散	同 12.10
明日の地方自治確立市町議員連盟	解散	同
鹿野道彦議員連盟	解散	同
清野力二励ます会	解散	同
地方主役の国をつくる会	解散	同
ゆとり21	解散	同 12.15
加藤長二後援会	解散	同 12.19
相馬シズ子後援会	解散	同 12.20
五十嵐等後援会	解散	同 12.27
小松純雄後援会	解散	同 12.31

## 山形県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年2月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

(その他の政治団体) 単位: 円

政治団体の名称	吉村和夫後援会
報告年月日	17.12.26
収入総額	589,130
前年繰越額	229,130
本年収入額	360,000
支出総額	511,016
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額 員数(人)	
寄附(内訳別掲)	360,000
個人分 (うち特定寄附)	360,000
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)	
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	511,016
人件費	
光熱水費	216,471
備品・消耗品費	110,280
事務所費	184,265
政治活動費	0
組織活動費	
選挙関係費	
事業費	0
機関紙発行事業費	
宣伝事業費	
パーティー事業費	
その他の事業費	
調査研究費	
寄附・交付金	
その他の経費	
資産等の有無	無

## 山形県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成18年2月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

誠

## (その他の政治団体)

単位:円

政治団体の名称	加藤長二後援会	愛山会	明日の地方自治 確立市町議員連 盟	鹿野道彦議員連 盟
報告年月日	17.12.19	17.12.20	17.12.20	17.12.20
収入総額	59,752	0	129,530	0
前年繰越額	59,752	0	129,530	0
本年収入額	0	0	0	0
支出総額	0	0	129,530	0
本年収入の内訳				
個人の党費・会費 金額 員数(人)				
寄附(内訳別掲)	0	0	0	0
個人分 (うち特定寄附)				
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)				
政党匿名寄附				
事業収入(内訳別掲)				
交付金収入				
借入金(内訳別掲)				
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの				
支出の内訳				
経常経費	0	0	129,530	0
人件費				
光熱水費			100,000	
備品・消耗品費			29,530	
事務所費				
政治活動費	0	0	0	0
組織活動費				
選挙関係費				
事業費	0	0	0	0
機関紙発行事業費				
宣伝事業費				
パーティー事業費				
その他の事業費				
調査研究費				
寄附・交付金				
その他の経費				
資産等の有無	無	無	無	無

単位：円

政治団体の名称	清野力二励ます 会	地方主役の国を つくる会	金峰としかず後 援会	相馬シズ子後援 会
報告年月日	17.12.20	17.12.20	17.12.21	17.12.26
収入総額	21,677	0	0	16,708
前年繰越額	21,677	0	0	11,982
本年収入額	0	0	0	4,726
支出総額	0	0	0	11,950
本年収入の内訳				
個人の党費・会費 金額 員数(人)				
寄附(内訳別掲)	0	0	0	4,725
個人分 (うち特定寄附)				
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)				4,725
政党匿名寄附				
事業収入(内訳別掲)				
交付金収入				
借入金(内訳別掲)				
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの				1 1
支出の内訳				
経常経費	0	0	0	0
人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費				
政治活動費	0	0	0	11,950
組織活動費 選挙関係費 事業費				3,000 8,950
機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費				8,950
調査研究費 寄附・交付金 その他の経費				
資産等の有無	無	無	無	無

単位：円

政治団体の名称	五十嵐等後援会	ゆとり21	小松純雄後援会
報告年月日	17.12.27	17.12.28	18.1.5
収入総額	90,825	613,298	503,300
前年繰越額	3,735	313,298	503,300
本年収入額	87,090	300,000	0
支出総額	90,825	613,298	0
本年収入の内訳			
個人の党費・会費 金額 員数(人)			
寄附(内訳別掲)	87,090	300,000	0
個人分 (うち特定寄附)	87,090		
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)		300,000	
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			
交付金収入			
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの			
支出の内訳			
経常経費	10,500	384,736	0
人件費		289,000	
光熱水費			
備品・消耗品費	10,500	95,736	
事務所費			
政治活動費	80,325	228,562	0
組織活動費		228,562	
選挙関係費			
事業費	80,325	0	0
機関紙発行事業費			
宣伝事業費	80,325		
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			
寄附・交付金			
その他の経費			
資産等の有無	無	無	無

## 相馬シズ子後援会

寄附の内訳

(政治団体分)

寄附者の氏名・名称

金額

住所・所在地

公明党山形県本部

4,725円

山形市

ゆとり21

寄附の内訳

(政治団体分)

寄附者の氏名・名称	金額	住所・所在地
高志会	300,000円	東京都千代田区

## 山形県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成18年2月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

届出をした者の氏名	公職の種類	異動事項	内容	
			新	旧
齋藤 弘	山形県知事	主たる事務所の所在地	山形市穂積84番地の1	山形市東原町三丁目7番25号
		公職の種類	山形県知事(現職)	山形県知事(候補者となろうとする者)

## 山形県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成18年2月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

公職の候補者の氏名	資金管理団体の名称	届出年月日
相馬 シズ子	相馬シズ子後援会	平成17.12.26

## 山形県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定により平成16年10月27日付け山形県選挙管理委員会告示第194号にて公表した平成15年分の収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成18年2月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

(資金管理団体)単位:円

政治団体の名称	最新政治経済研究会
報告年月日	16. 3. 5
収入総額	9,756,068
前年繰越額	2,276,068
本年収入額	7,480,000
支出総額	8,558,211
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額	530,000
員数(人)	53
寄附(内訳別掲)	1,950,000
個人分 (うち特定寄附)	1,750,000
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)	200,000
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	5,000,000
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	2,558,211
人件費	650,000
光熱水費	35,011
備品・消耗品費	123,200
事務所費	1,750,000
政治活動費	6,000,000
組織活動費 選挙関係費 事業費	3,000,000 0
機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費	
調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	3,000,000
資産等の有無	有
訂正年月日	18. 1.16

最新政治経済研究会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

坂本喜美雄

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

寄附の内訳

(個人分)



寄附者の氏名・名称	金額	住所・所在地
須田 隆 雄	500,000円	新庄市
北山 治 寿	100,000円	最上郡最上町
樋渡 昭 利	100,000円	新庄市
須藤 俊 亮	50,000円	新庄市
柿崎 武 男	1,000,000円	新庄市
(政治団体分)		
寄附者の氏名・名称	金額	住所・所在地
高志会	200,000円	東京都千代田区
借入金の内訳		
借入先	金額	
坂本喜美雄	5,000,000円	
資産等の内訳		
(借入金)	金額	
坂本喜美雄	5,000,000円	

## 山形県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定により平成17年10月26日付け山形県選挙管理委員会告示第151号にて公表した平成16年分の収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成18年2月3日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

(資金管理団体)単位:円

政治団体の名称	最新政治経済研究会
報告年月日	17. 3.14
収入総額	2,797,857
前年繰越額	1,197,857
本年収入額	1,600,000
支出総額	1,021,555
本年収入の内訳	
個人の党費・会費 金額	300,000
員数(人)	30
寄附(内訳別掲)	1,300,000
個人分 (うち特定寄附)	1,000,000
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)	300,000
政党匿名寄附	
事業収入(内訳別掲)	
交付金収入	
借入金(内訳別掲)	
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの	
支出の内訳	
経常経費	1,021,555
人件費	200,000
光熱水費	
備品・消耗品費	53,000
事務所費	768,555
政治活動費	0
組織活動費 選挙関係費 事業費	0
機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費 その他の事業費	
調査研究費 寄附・交付金 その他の経費	
資産等の有無	有
訂正年月日	18. 1.16

最新政治経済研究会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

坂本喜美雄

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称	金額	住所・所在地
坂本喜美雄	1,000,000円	新庄市
(政治団体分)		
寄附者の氏名・名称	金額	住所・所在地
高志会	300,000円	東京都千代田区
資産等の内訳		
(借入金)	金額	
坂本喜美雄	5,000,000円	

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県村山総合支庁本庁舎清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年2月3日

山形県村山総合支庁長 佐藤 洋 樹

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号  
山形県村山総合支庁本庁舎 6階 602会議室
- (2) 日 時 平成18年3月17日(金) 午後1時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県村山総合支庁本庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県村山総合支庁本庁舎
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成17年1月18日付け県公報第1611号)により公示された資格を有すること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁総務企画部総務課 電話番号023(621)8106

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に

限る。)をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、当該者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成18年3月13日(月)午後4時までに山形県村山総合支庁総務企画部総務課に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等にかかる契約の解除及び賠償に関する定め並びにこの契約にかかる次年度以後の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、山形県村山総合支庁の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of the Murayama Area General Branch Administration Main Office building, 1 set
- (2) Time-limit for tender : 1:30 P.M. March 17, 2006
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division, General Affairs and Planning Department, Murayama Area General Branch Administration, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan. TEL 023-621-8106

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年2月3日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 申請のあった年月日

平成18年1月24日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

##### (1) 名称

特定非営利活動法人 ぶどうの家

##### (2) 代表者の氏名

高橋 榮二

##### (3) 主たる事務所の所在地

山形市双月町一丁目2番21号

##### (4) 定款に記載された目的

この法人は、社会的に弱い立場に立たされている障害者に対して地域の方々の協力を得て、一人ひとり社会の働く一員として豊かな日々を過ごすことが出来るよう、障害者の支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立日本海病院新総合医療情報システム開発業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年2月3日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

#### 1 入札の日時及び場所

- (1) 場 所 山形県酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院講堂

(2) 日 時 平成18年3月23日(木) 午後2時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立日本海病院新総合医療情報システム開発業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成19年6月30日まで

(4) 履行場所 山形県立日本海病院内

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を提出すること。

## 3 入札参加者資格

次の5号に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)の要件を満たす者であること。

(1) 平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成17年1月18日付け山形県公報第1611号)により公示された資格を有すること。

(2) 過去3年以内に病床数300床以上の病院(公立・民間を問わない)において、本業務と同種同規模のシステム開発業務を受託した複数の実績を有すること。

(3) 公告の日から入札の日までの間に山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成9年通商産業省令第47号)の表の上欄に掲げる試験のうち、次の各号に掲げる試験に合格している者又は当該試験と同等と認められる資格を有する者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

ア プロジェクトマネージャ試験

イ アプリケーションエンジニア試験

ウ テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験

エ テクニカルエンジニア(データベース)試験

オ 情報セキュリティアドミニストレータ試験

(5) 2(1)の役務に関し、遂行可能な十分な体制が整備されており、当該役務を確実に提供できることを説明できること。

(6) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 共同企業体の全ての構成員が(1)及び(3)の要件を満たしていること。

イ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(4)の要件を満たしていること。

ウ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

エ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

郵便番号998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地

山形県立日本海病院医事経営課情報企画係 電話番号0234(26)2001(内線2610)

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準により算出された評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。

(2) 落札者決定基準については別に定める。

## 8 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望するものは、競争入札参加資格確認申請書、山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、並びに3の(2)から(5)に係る事項を証明する書類(共同企業体にあつては3の(6)に係る事項を証明する書類を含む。以下「証明書等」という。)を平成18年2月20日(月)までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては契約書の作成を要する。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) 入札に必要な費用については、すべて入札参加者負担とする。
- (4) この入札及び契約については、山形県立日本海病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Total Medical Information System for Nihonkai Prefectural Hospital : 1 set
- (2) Time-limit for tender : 2:00 P.M. March 23, 2006
- (3) Contact point for the notice : Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho-cho, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-8501, Japan, TEL 0234-26-2001